

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案に対する
修正案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三条第二項の改正規定中『、「第八条第三号並びに」を「第八条第三号、」に改め、「第二号」の下に「、第九条第五号並びに第十四条第二号」を加え』を「改め」に改める。

第八条第二号及び第三号の改正規定中『、「第二号」の下に「、第九条第五号並びに第十四条第二号」を加え』を削る。

第九条に一号を加える改正規定を次のように改める。

第九条第三号中「二十七学級」を「二十六学級」に、「二十一学級」を「二十学級」に改める。

第十四条を改め、同条に各号を加える改正規定及び第十五条第五号の改正規定を削る。

附則第二条第三項中「又は標準法第十条第一項に規定する都道府県特別支援学校教職員定数及び指定都市特別支援学校教職員定数」を削り、「標準法第六条及び第十条」を「同条」に改め、「又は特別支援学校」

を削り、「これら」を「同条」に改める。